

「通年誘客に向けた観光バス利用促進事業」運用の手引き

1. 対象期間

第1弾 令和8年5月11日から令和8年7月31日

第2弾 令和8年11月1日から令和9年2月28日

2. 対象となるバス（車両の規定）

秋田県内を営業区域として一般貸切旅客自動車運送事業を営むため道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けた事業所のバスとします。

※ ただし、ジャンボタクシー、特定旅客事業者運送事業の車両は対象外となります。

3. 対象となる貸切バスの運行

旅行事業者が商品造成した貸切バスのうち以下のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 県内の観光地・観光施設を周遊するもの
- (2) 県外から県内の観光地・観光施設を目的地とするもの
- (3) 県内の宿泊施設から県内の観光地・観光施設を周遊し県外へ運行するもの
- (4) 県外の教育機関が行う修学旅行で、かつ(1)または(2)を満たすもの
- (5) 県外の教育機関が行う課外活動や部活動（大会等による遠征）で、かつ(1)または(2)を満たすもの

※ただし、以下の場合には対象外となります。

- ・行程が「空港・駅等からホテルへ移動」「トイレ休憩のための立ち寄り」のみの場合
- ・県内の教育機関が行う(4)・(5)の「修学旅行」「課外活動や部活動」
- ・県内外ともに自治体主催の事業に関する旅行
- ・企業の視察や研修、商談を目的とした訪問（視察等前後に観光地を巡る場合は、当該日は対象）
- ・スポーツ合宿や大会参加を目的とした場合（大会前後に観光地を巡る場合は、当該日は対象）

4. 各バス事業者に配分された助成金枠の他者への譲渡

事業者同士が同意していれば他者への譲渡は可能です。その際はバス協会に届け出を行ってください。

5. 対象となる行程の考え方

- (1) 周遊の定義

2箇所以上の観光地・施設の訪問。

- (2) 宿泊の扱い

本事業は1日ごとの運行内容に対して助成を行います。宿泊施設については、チェックイン日若しくはチェックアウト日いずれかで1箇所としてカウントします。

※2日間の行程で両日とも条件を満たす場合は、1日目で上限5万円、2日目で上限5万円を助成します。

6. 対象となる「観光地・観光施設」の定義

観光・学習・体験・購買等の目的で訪問する次の施設を対象とします。

区 分	対象となる例
文化施設	博物館、美術館、水族館、植物園、動物園、資料館、公園・庭園 等
歴史施設	遺跡、名所・旧跡、城郭、神社仏閣、歴史的建造物、町並 等
娯楽施設	遊園地、観光農園、牧場、スキー場、屋内プール、郷土芸能、展望塔 等
道の駅	体験、日帰り入浴、食事、買い物、展望台利用 等
温泉施設	日帰り入浴利用
宿泊施設	チェックイン日若しくはチェックアウト日いずれかで1箇所としてカウント
その他	祭りやイベント等の催し、展示・PRコーナーが併設された公共施設

(カテゴリー区分は(一社)日本観光施設協会HPを参考)

7. その他

行程パターン(例) ★2箇所以上(=周遊)が対象となります。

(1) 対象(例) ○

① 県内周遊

例1: 田沢湖駅(観光情報センター)★—(バス)—御座石神社★—(バス)—県内宿★
→ 2箇所以上の観光施設を訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

例2: 秋田駅(お土産購入)★—(バス)—セリオン★—大森山動物園★—秋田駅
→ 県内発着で2箇所以上の施設を訪問している行程

例3: 1日目 秋田駅—(バス)—道の駅おが★—(バス)—県内宿★
2日目 県内宿—(バス)—なまはげ館★—(バス)—秋田駅
→ 1日目が観光施設訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

※ 1日目に宿泊施設のチェックインを1箇所とカウントしている。そのため、2日目は宿泊施設のチェックアウトをカウントしないため、訪問箇所が1箇所となり対象外

例4: 1日目 秋田空港—(バス)—なまはげ館★—(バス)—水族館 GAO★—(バス)—県内宿

2日目 県内宿★—(バス)—入道崎★—(バス)—秋田空港
→ 1日目に観光施設を2箇所訪問し、2日目に県内宿泊施設を利用及び観光施設を1箇所訪問している行程(両日とも対象)

② 県外からの県内周遊

例: 山形県—(バス)—道の駅岩城「港の湯」(入浴)★—(バス)—県内宿★

→ 県外から来県し、観光施設を訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

③ 宿泊と県内周遊から県外

例 : 1日目 秋田駅－(バス)－道の駅おが★－(バス)－県内宿

2日目 県内宿★－(バス)－道の駅ふたつ★－(バス)－青森県

→ 宿泊翌日に観光施設を訪問している行程

※ 2日目に宿泊施設のチェックアウトを1箇所とカウントしている。そのため、1日目は宿泊施設のチェックインをカウントしないため、訪問箇所が1箇所となり対象外

④ 県外の教育機関が行う課外活動

例 : 東京駅－(新幹線)－田沢湖駅－(バス)－たつこ像★－(バス)－県内宿★

→ 県外校による利用で、観光施設を訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

(2) 対象外(例) ×

例1 : 空港・駅(乗降のみ)－(バス)－県内宿(直行送迎のみ)★

→ 観光施設への2箇所以上の訪問がない行程

例2 : 県内宿★－(バス)－大会会場(田沢湖スキー場)－(バス)－田沢湖駅－
(新幹線)－東京駅

→ スポーツ大会参加のみの行程